

試験使用承認申請書
(伊方発電所第3号機の変更の工事)

原子力発 第21293号
令和3年11月19日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第1号の規定により次のとおり試験使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 四国電力株式会社 住所 香川県高松市丸の内2番5号 代表者の氏名 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町九町字 コチワキ3番耕地40番地3
申請に係る発電用原子炉施設の概要	伊方発電所第3号機 原子炉本体 炉心
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成29年 9月 29日 原規規発第1709291号 令和 元年 9月 4日 原規規発第1909045号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	試験使用開始の予定年月日： 令和3年11月30日 試験使用期間 自：令和3年11月30日 至：平成29年9月29日原規規発第1709291号及び令和元年9月4日原規規発第1909045号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日

使用の方法	<p>ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料を装荷した原子炉本体が、所定の炉心性能で、安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。</p>
-------	--

添付書類目次

添付書類－ 1 : 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

添付書類－ 2 : 試験項目及び試験工程表

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

試験使用を必要とする理由

ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料を装荷した原子炉本体が、所定の炉心性能で、安定した連続運転ができることを確認するために原子炉を起動し、定格熱出力状態で試験使用する必要がある。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。

試験項目及び試験工程表

試験項目及び試験工程は次のとおり。

年 月 項 目	令和3年		
	10月	11月	12月
起動試験及び出力上昇試験			○—————△

○：試験使用開始（令和3年11月30日）

—：試験使用期間

△：試験使用終了（使用前検査合格日）